

令和2年5月20日

保護者 様

鹿沼市立中央小学校長 金子 英利

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の短縮について（通知）

新型コロナウイルス感染予防としての学校臨時休業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本県を含め多くの県の緊急事態宣言が解除されました。市では教育活動の段階的な再開のために、臨時休業中における分散登校を行ってきましたが、栃木県教育委員会からの方針が示され、新たに5月31日までの分散登校を授業日として授業を開始し、6月1日から通常登校を行うこととなり、臨時休業期間も24日までに短縮されましたので、通知いたします。

なお、6月1日からの通常登校についての詳細は、鹿沼市教育委員会からの指示を受けた後にご連絡します。お知らせは来週になります。

記

1 臨時休業期間の短縮について

令和2年5月31日（日）までとした臨時休業を5月24日（日）まで短縮する。

2 分散登校について

- ・段階的に教育活動を展開する必要性から5月25日から31日までの期間は、週2回の分散登校による教育活動を引き続き実施し、6月1日以降は通常登校とします。
- ・市教委からの指示で、5月25日から31日までの分散登校期間の登校日には、授業日として授業を行うこととなりました。内容は学年ごとにお知らせいたします。
- ・25日から31日までの分散登校期間中の給食は実施しません。本校の場合、当初の予定通り11時30分に下校します。

3 登校日の内容（全ての町をA、B 2つの班に分けて登校）

A 班…花岡町、三幸町、村井町、麻苧町、上殿町、鳥居跡町

B 班…仲町、下横町、銀座、久保町、今宮町、蓬萊町、寺町、下材木町、石橋町、西鹿沼、日吉町、学区外 ※学区外でも通学班に入っている児童はその町の日に登校

（1）第3回登校日…児童の課題の進捗状況の把握と、学年・学級ごとの教科指導

8：10登校 11：30下校（短縮40分を4回実施）

- ・5月25日（月）A 班
- ・5月26日（火）B 班

（2）第4回登校日…児童の課題の進捗状況の把握、学年・学級ごとの教科指導、学校再開についての指導

8：10登校 11：30下校（短縮40分を4回実施）

- ・5月27日（水）A 班
- ・5月28日（木）B 班

※ 教科の指導については、学年ごとに後日メールにてお知らせします。

(3) 登校日の持ち物

- ① これまで学校から配布した課題のプリント等
- ② 各家庭で記入していただいた、家庭の様子などの提出物
- ③ 学年で連絡された教科書等の授業で使用するもの
- ④ その他、学校に提出する文書

4 以下の場合には出席停止とする

- (1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、又は感染症と診断された場合
- (2) 発熱等の風邪の症状で自宅休養した場合

5 感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ・毎朝、検温を行い、検温表に記入の上、持参させてください。
- ・風邪の症状等がないか、体調のチェックをして登校させてください。のどの痛み、咳、発熱などがある場合は、自宅で休養させるようにお願いします。
- ・できる限りマスクを着用させて、咳エチケットが実践できるようにして下さい。

(2) 学校での基本的な対応策

- ・教室等の換気は、こまめに行うとともに、空調や衣類による温度管理に努めます。本校では、教室の24時間換気を行っています。
- ・多くの児童が手を触れる場所について、1日1回消毒液を使用して消毒作業を行います。
- ・児童のこまめな手洗いを指導し、実践します。
- ・3密をできるだけ避けるような学習指導を行います。

6 その他

- ・夏季休業の短縮については、鹿沼市教育委員会で決定次第、お知らせいたします。
- ・あらためてお願いします。学校の校庭を使用できるのは、新型コロナウイルス感染予防の観点から、本校の児童と引率の保護者のみとします。それ以外の方は、感染予防の観点から使用を認めませんので、出入りはご遠慮頂きます。
- ・6月1日からの通常登校の詳細は、来週の鹿沼市教育委員会からの指示を受けた後にお知らせします。